めに認められたものと解してはならない。

- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のた機帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を物件を検査させることができる。

持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を問えたあるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を第七元のところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を第五十六条の五

(報告の徴収等) 港湾法抜粋

邻后機関名

発行機関印

有效期間

交付年月日

事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設を管理する者の事務所又は右は、港湾法第五十六条の五第三項の規定により同法第五十六条の二の

身分証明書

無事

(用紙の寸法は、日本産業規格品8とする。)

第十二号様式(第三十八条関係)(平三六国交合四七・道加、令元国交合二〇・一部改正)

癜

搬